

岸和田「カーネーション」推進協議会規約

(設置)

第1条 平成23年度後期に岸和田市を舞台とした連続テレビ小説「カーネーション」(以下「カーネーション」という。)の制作が決定されたことを受け、この「カーネーション」をステップに、本市を全国に発信する好機と捉え、岸和田「カーネーション」推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は「カーネーション」を通じて本市の魅力を広くPRし、もって市民の郷土意識の高揚を図るとともに、本市の活性化を推進する各種団体相互の支援体制の構築及び連絡調整を行い、本市を元気にするまちづくりを推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的のため次の活動を行う。

- (1) 「カーネーション」を通じた本市の観光振興並びに産業の活性化に関すること
- (2) 市民の郷土意識の高揚を図ることに関すること
- (3) 「カーネーション」の撮影協力に関すること
- (4) 各種団体相互の支援体制の構築及び連絡調整に関すること
- (5) その他目的達成のため、必要な事項に関すること

(構成員)

第4条 協議会は、別表1に掲げる団体等をもって組織する。

- 2 会長は必要に応じて、協議会に構成員を加えることができる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

2 会長は、岸和田市長をもって充てる。

3 副会長は、構成員の互選により定め、会長を補佐する。

4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。

5 監事は、構成員の互選によりこれを定める。

6 監事は、協議会の財務を監査する。

(任期)

第6条 役員任期は、協議会の解散までとする。ただし、役員が就任時の団体又は機関の役職を離れたときは、その役員は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(参与)

第 7 条 協議会に参与を置くことができる。

2 参与は会長が選任し、協議会において承認する。

ただし、参与は、就任時の団体又は機関の役職を離れたときは辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(会議)

第 8 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長を務める。

(幹事会)

第 9 条 協議会の活動の円滑な推進を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表 2 に掲げる団体等をもって組織する。

3 会長は必要に応じて、幹事会に構成員を加えることができる。

4 幹事会に幹事長を置き、会長が指名する者をもって充てる。

5 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集する。

(事務局)

第 10 条 協議会に事務局を置く。

2 事務局は岸和田市及び岸和田商工会議所並びに岸和田市観光振興協会の職員をもって充てる。

(経費)

第 11 条 協議会の経費は、構成員からの負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 12 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(解散)

第 13 条 協議会は、事業の完了報告の承認をもって解散する。

(その他)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 . この規約は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

2 . この規約は、平成 23 年 5 月 19 日から施行する。